

令和元年 12 月 19 日

令和元年度協議会臨時会議案書

相模川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について	5

議案第1号

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部改正について

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」の一部を次のように改正する。

第6条中「資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。」を「関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。」に改める。

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。

「相模川流域下水道の維持管理に関する原則」新旧対照表

新	旧
1 【略】	1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
2 【略】	2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
3 【略】	3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
4 【略】	4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
5 【略】	5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
<p>6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。</p> <p>資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。</p> <p>減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。</p> <p>建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。</p> <p><u>関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。</u></p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 この改正は、令和2年1月1日から施行する。</u></p>	<p>6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。</p> <p>資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。</p> <p>減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。</p> <p>建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。</p> <p><u>資本費についての関連市町間の費用負担は、平成31年度において県及び関連市町間の協議により定めることとする。</u></p> <p>附 則 この改正は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この改正は、平成31年4月1日から施行する。</p>

相模川流域下水道の維持管理に関する原則

(改正後の全文)

- 1 流域下水道の維持管理は県が直接これを行う。
- 2 関連市町は県の行う維持管理について、協同一致の精神に従い、協力を惜しまないものとする。
- 3 流域下水道の維持管理費については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担するものとし、維持管理負担金は、各年度の維持管理に要する費用から県が負担する費用（一般管理費のうち常勤役員報酬の1/2、水質管理費の公費の1/2、調査研究費の1/2及び広報費の1/2の額）を除いた額を直接維持管理費及び間接維持管理費については実績流入量の割合により、雨天時増水対策費については実績の雨天時浸入水量の割合により、関連市町が負担するものとする。
- 4 関連市町は下水道法第12条の規定により、除害施設の設置等に関する条例を定め、流域下水道施設の機能を妨げ、又は損傷することのないよう努めるとともに、排水設備の検査等を励行するものとする。
- 5 下水道法第9条の規定による関連公共下水道の処理開始の公示は、下水道法第25条の14に基づく流域下水道の供用開始の通知及び接続並びに流入について、県の承認を得た後に行うものとする。
- 6 流域下水道の資本費については、平成33年度より、平成32年度以降に行われる流域下水道施設設置及び改築に係る資本費の合計額の30%を市町の維持管理負担金に含める。

資本費とは、減価償却費（長期前受金戻入額を除いた額）、企業債等支払利息（一時借入金支払利息を除く）、企業債取扱諸費及び固定資産の除却・売却・災害による損失等による資産処分時の資産取得価額から処分時までの減価償却累計額及び収益化されていない長期前受金を除いた額とする。

減価償却費から除く長期前受金は、施設設置及び改築に係る国庫補助金、県一般会計繰入金（建設給与費・事務費に対する繰入を含む）及び市町負担金とする。

建設給与費・事務費に係る資本費の負担方法を変更する場合は、県・市町で協議の上で決定するものとする。また、建設費の国・地方負担の割合に変更が生じた場合は、資本費の負担方法の変更について県・市町で協議するものとする。

関連市町間の資本費の負担方法については、建設年度の計画汚水量に基づく比率によることとする。

附 則

この原則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この原則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。